



# 事業系ごみ（一般廃棄物）を排出する事業者の方へ

ごみ処理は、事業者には処理責任があります。

◆事務所・事業所・店舗などで、事業活動から排出される事業系一般廃棄物＝事業系ごみ（生ごみ、木・紙・繊維くず）は、事業者の責任において適正に処理しなければなりません。



## 事業系ごみの処理を委託する場合

堺市の一般廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に依頼、または堺市が行う「継続（毎日）処理」への申し込みをしてください（処理の流れは裏面参照）。

### <注意>

堺市の許可業者または堺市（継続処理）以外への一般廃棄物の処理委託は廃棄物処理法に違反※することになりますので、堺市の許可を受けているかをよく確認のうえ、委託契約を行ってください。

※違反した場合の罰則：5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金またはその併科

委託契約を行う場合は、料金、排出量、排出方法、収集日時、資源物の扱い等について、許可業者と事前に相談して書面により締結してください。

なお、事業活動から排出される廃プラスチック類・ゴムくず・金属くず・ガラスくず等は産業廃棄物となりますので、一般廃棄物収集運搬業許可業者に収集運搬を委託することはできません。

これらの産業廃棄物の処理は、産業廃棄物処分業の許可を受けた業者に委託してください。その運搬を委託する場合は、産業廃棄物収集運搬業の許可を受けた業者に委託してください。

## ごみの「発生抑制」「再利用」「減量化」にご協力を

排出事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進することにより、廃棄物の減量に積極的に努めなくてはなりません。紙くず・繊維くずなど分別すれば資源化できるものは、分別して「リサイクル」をお願いします。





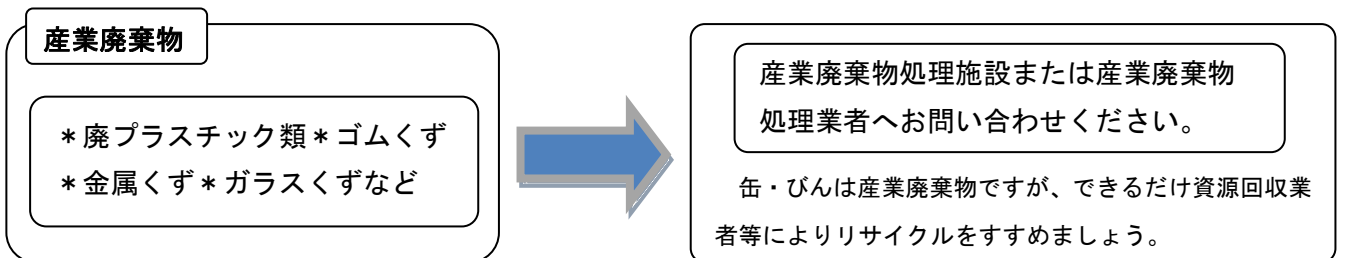
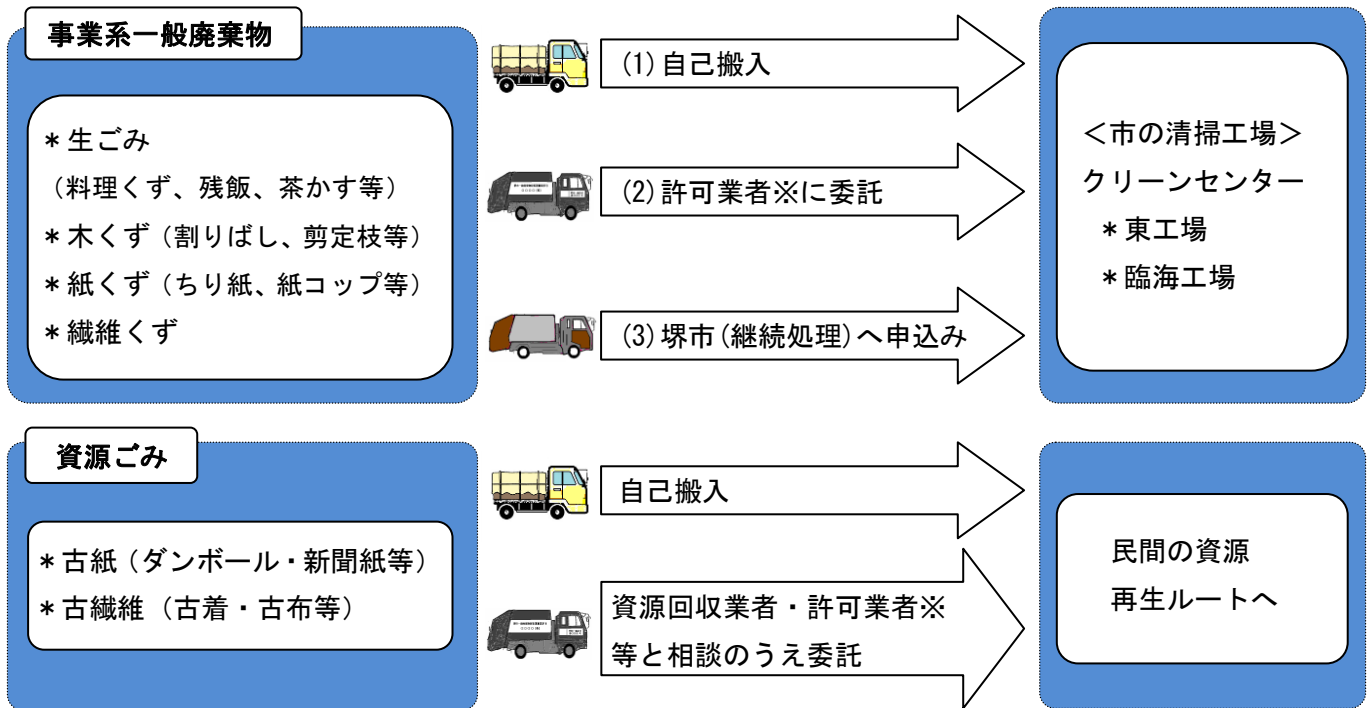
# 一般廃棄物の収集運搬は許可業者にも委託できます

## 事業系ごみの適正処理にご協力を

堺市では平成21年7月から、事業系ごみの一般廃棄物収集運搬業許可制度を実施しています。市内の各排出事業所は、それぞれの業態や特性により、以下の排出方法が選べます。

- (1) 自己搬入（排出事業者自らが清掃工場へ搬入する）
- (2) 堺市が許可した一般廃棄物収集運搬業者（許可業者※）に処理を委託
- (3) 堺市が行う「継続（毎日）処理」への申し込み

### <<<事業系一般廃棄物の処理の流れ>>>



※許可業者の名簿は、資源循環推進課で配布しています。また、堺市ホームページでもご覧いただけます。

<問合せ先>

堺市 環境局 環境事業部 資源循環推進課

▽住所：堺市堺区南瓦町3番1号

▽電話：072-228-7479   ▽FAX：072-228-7063